

令和2年 教育委員会
第5回 定例会 議事日程

令和2年3月24日（火）午後3時

第1 議 案

【 子ども総務課 】

- (1) 議案第8号「審査請求に係る裁決」
- (2) 議案第9号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」

【 文化振興課 】

- (1) 議案第10号「日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正」

第2 協 議

【 指導課 】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第3 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和2・3年度千代田区青少年委員について

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に係る区立児童館等の対応
- (2) 障害児ケアプランの進捗状況について

【 子ども施設課 】

- (1) 和泉小学校・いずみこども園等の施設整備について

【 指導課 】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（2月分）
- (2) 千代田区登校サポート事業について

【 生活支援課 】

- (1) 子どもの学習・生活支援事業について

第4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）掲載事項

議案第9号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）								
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 （現行に同じ）</p> <p>（事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>公私連携担当係長</p> <p><u>指導検査担当係長</u></p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>特別支援教育係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>第3条～第10条 （現行に同じ）</p> <p>別表第1（第3条関係） （現行に同じ）</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども総務課</td> <td>(1)～(22) (現行に同じ)</td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1)～(22) (現行に同じ)	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>公私連携担当係長</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>特別支援教育係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>第3条～第10条 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども総務課</td> <td>(1)～(22) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1)～(22) (略)
課	分掌事務								
子ども総務課	(1)～(22) (現行に同じ)								
課	分掌事務								
子ども総務課	(1)～(22) (略)								

子ども支援課	<p>(1)～(2) (現行に同じ)</p> <p><u>(3) 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付及び施設等利用給付に関すること。</u></p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(5) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(6) 保育園職員(保育士)の人事及びサービスに関すること。</p> <p>(7) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(8) その他子ども支援に関すること。</p>
子育て推進課	<p>(1)～(3) (現行と同じ)</p> <p>(4) 次世代育成に係る手当(児童手当・子ども手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(5) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</p> <p>(6) 外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。</p> <p>(7) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(8) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関すること。</p> <p>(9) 保育所等の指導・監査に関すること。</p>

子ども支援課	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(4) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(5) 保育園職員(保育士)の人事及びサービスに関すること。</p> <p>(6) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(7) その他子ども支援に関すること。</p>
子育て推進課	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育扶助等に関すること(幼稚園)。</u></p> <p>(5) 次世代育成に係る手当(児童手当・子ども手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(6) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</p> <p><u>(7) 幼稚園園児等保護者補助事業及び外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。</u></p> <p>(8) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(9) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関すること。</p> <p>(10) 保育所等の指導・監査に関すること。</p>

子ども施設 課	(1)～(7) (現行に同 じ)
学務課	(1)～(16) (現行に同 じ)
指導課	(1)～(18) (現行に同 じ)

子ども施設 課	(1)～(7) (略)
学務課	(1)～(16) (略)
指導課	(1)～(16) (略)

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

日比谷図書文化館文化財事務室処務規程（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）												
<p>第1条～第4条（現行に同じ）</p> <p>第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により、室の職員のうち、次の表の左欄に掲げる職員は、同表の右欄に掲げる職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 90%;">充てる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室長</td> <td><u>地域振興部文化財担当課長の職にある者</u></td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>課に所属する職員のうち千代田区長（以下「区長」という。）の定める者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2（現行に同じ）</p> <p>第6条～第12条（現行に同じ）</p>	職	充てる職員	室長	<u>地域振興部文化財担当課長の職にある者</u>	主事	課に所属する職員のうち千代田区長（以下「区長」という。）の定める者	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により、室の職員のうち、次の表の左欄に掲げる職員は、同表の右欄に掲げる職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 90%;">充てる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室長</td> <td><u>地域振興部文化振興課（以下「課」という。）文化財係長の職にある者</u></td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>課に所属する職員のうち千代田区長（以下「区長」という。）の定める者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2（略）</p> <p>第6条～第12条（略）</p>	職	充てる職員	室長	<u>地域振興部文化振興課（以下「課」という。）文化財係長の職にある者</u>	主事	課に所属する職員のうち千代田区長（以下「区長」という。）の定める者
職	充てる職員												
室長	<u>地域振興部文化財担当課長の職にある者</u>												
主事	課に所属する職員のうち千代田区長（以下「区長」という。）の定める者												
職	充てる職員												
室長	<u>地域振興部文化振興課（以下「課」という。）文化財係長の職にある者</u>												
主事	課に所属する職員のうち千代田区長（以下「区長」という。）の定める者												
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>													

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

(1) 超過勤務命令の上限規制の導入

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日から施行され、民間労働者に対して時間外労働の上限規制が導入された。また、これに合わせ、国も人事院規則を改正し、国家公務員の超過勤務命令の上限規制を導入した。

これらのことを踏まえ、幼稚園教育職員についても、超過勤務命令の上限規制を導入する。

(2) 年次有給休暇に係る改正

会計年度任用職員から引き続いて幼稚園教育職員になった場合の年次有給休暇について定める。また、臨時的任用職員（地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律に基づく臨時的任用職員）の年次有給休暇について所要の改正を行う。

(3) 業務量の適切な管理

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布され、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することが規定されたことを受け、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正された。条例改正に伴い、業務量の適切な管理等に係る規定を設ける。

2 改正概要

項目・条文	改正内容
第7条の2	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の超過勤務命令の上限時間を次のとおり定める。<ul style="list-style-type: none">ア 1月について 45時間イ 1年について 360時間・ 特例業務（大規模災害への対処など）に従事する場合には、超過勤務命令の上限規制は適用しない。

<p>第13条 第14条 第14条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員から引き続き幼稚園教育職員となった者の年次有給休暇について定める。 ・会計年度任用職員から引き続き幼稚園教育職員となった者が、幼稚園教育職員となった日から育児短時間勤務を取得する場合の年次有給休暇について定める。
<p>第15条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的に任用された時点の年次有給休暇の付与日数を定める。 ・臨時的任用職員が引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合に、年次有給休暇を引き継ぐ旨の改正を行う。
<p>第35条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間の上限等を次のとおり定め、職員の業務量の適切な管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1月について 45時間 イ 1年について 360時間 ・職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限等を次のとおり定め、職員の業務量の適切な管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 1月について 100時間未満 イ 1年について 720時間 ウ 2～6か月の平均時間について 80時間 エ 1月45時間を超える月数については年6か月まで

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第7条の2 教育委員会は、職員に超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第1号にあっては時間）の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</u></p>	
<p><u>（1） 第3号に規定する部署以外の部署に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。） 次のア及びイに定める時間</u></p>	
<p><u>ア 1月において超過勤務を命ずる時間について45時間</u></p>	
<p><u>イ 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間</u></p>	
<p><u>（2） 1年において勤務する部署が次号に規定する部署から前号に規定する部署となった職員 次のアからウまでに定める時間及び月数</u></p>	
<p><u>ア 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間</u></p>	
<p><u>イ 次号に規定する部署から前号に規定する部署となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）において次号ア、ウ及びエに定める時間及び月数</u></p>	
<p><u>ウ 特定期間の末日の翌日から1年の末日までの期間において前号アに定める時間及び当該期間の月数に30を乗じた時間</u></p>	
<p><u>（3） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として教育委員会が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数</u></p>	
<p><u>ア 1月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満</u></p>	
<p><u>イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間</u></p>	
<p><u>ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間</u></p>	
<p><u>エ 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月</u></p>	
<p><u>2 教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員又は従事していた職員に対し、前項各号に定める時間又は月数を超</u></p>	

<p>えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。</p>	
<p>3 教育委員会は、前項の規定により、第1項各号に定める時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずるときは、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</p>	
<p>4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	
<p>(年次有給休暇の付与)</p>	<p>(年次有給休暇の付与)</p>
<p>第13条 (現行に同じ)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>2 (現行に同じ)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年千代田区規則第 号)の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続いてこの規則の適用を受ける場合における当該職員はその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第1に定める日数を加えたものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(年次有給休暇の繰越し)</p>	<p>(年次有給休暇の繰越し)</p>
<p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。第15条を除き、以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。</p>	<p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(一の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。</p>
<p>2～4 (現行に同じ)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例)</p>	<p>(育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例)</p>
<p>第14条の2 (現行に同じ)</p>	<p>第14条の2 (略)</p>
<p>2 (現行に同じ)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第13条第3項に規定する職員であつて、この規則の適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第2の2に定める日数を加えたものとする。</p>	<p>(新設)</p>

<p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇) 第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、<u>当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。</u></p>	<p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇) 第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、<u>別表第3のとおりとする。</u></p>
<p>2 <u>前項又は本項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。</u></p>	<p>2 <u>前項に規定する年次有給休暇は、職員が引き続き任用された場合においても、繰り越さない。</u></p>
<p>3 <u>前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に相当する日(相当する日がない場合には、その前日)(以下「応当日等の日」という。)の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。</u> <u>(1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数</u> <u>(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前1年の間に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に当該応当日等</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>の日以後1年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日前1年における勤務実績（第1項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。</p>	
<p>6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第14条第4項の規定を準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(業務量の適切な管理等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第35条 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する幼稚園の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</p>	
<p>(1) 1月について45時間</p>	
<p>(2) 1年について360時間</p>	
<p>2 教育委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</p>	
<p>(1) 1月について100時間未満</p>	
<p>(2) 1年について720時間</p>	
<p>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間</p>	
<p>(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月</p>	
<p>3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第36条 この規則の施行に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p>	<p>第35条 この規則の施行に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第7条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（令和2年4月以降の期間に限る。）」とする。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、幼稚園教育職員であった者が、退職後に引き続いて会計年度任用職員となった場合に、幼稚園教育職員としての期末手当の支給対象外職員とする。

このほか、所要の規定整備を行う。

2 改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日
第2条第2項 第4号の2	支給対象外職員として、退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることとなった者を追加する。	令和2年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日(ただし、第5条第1項第9号の改正規定は公布の日)

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>（支給対象外職員）</p>	<p>（支給対象外職員）</p>
<p>第2条（現行に同じ）</p>	<p>第2条（略）</p>
<p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p>	<p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p>
<p>（1）～（4）（現行に同じ）</p>	<p>（1）～（4）（略）</p>
<p><u>（4）の2 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千代田区条例第13号）の適用を受けることとなった者</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>（5）（現行に同じ）</p>	<p>（5）（略）</p>
<p>（欠勤等日数）</p>	<p>（欠勤等日数）</p>
<p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p>	<p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p>
<p>（1）～（8）（現行に同じ）</p>	<p>（1）～（8）（略）</p>
<p>（9） 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、<u>講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間</u>を除く。）</p>	<p>（9） 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間 <u>又は講演等を行った期間</u>を除く。）</p>
<p>（10）（現行に同じ）</p>	<p>（10）（略）</p>
<p>2～5（現行に同じ）</p>	<p>2～5（略）</p>
<p><u>附 則</u> この規則は、公布の日から施行する。ただし、<u>第2条第2項第4号の2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

総務省より「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」が通知されたことに伴い、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和2年特別区人事委員会規則第2号）と同様に規定の整備を行う。

2 改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日
別表（第2条） 第1号	減額免除の基準として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく政令等による就業制限、感染を防止するための協力、検疫法による停留を追加する。	公布の日（3月2日から適用）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日から施行し、3月2日から適用する。

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則

新（改正後）		旧（現行）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
原因	承認を与える日又は時間	原因	承認を与える日又は時間
1 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留</u>	その都度必要と認める日又は時間	1 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断</u>	その都度必要と認める日又は時間
2～14（現行に同じ）	（現行に同じ）	2～14（略）	（略）
備考（現行に同じ）		備考（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和2年3月2日から適用する。

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

東京都教育委員会は、栄養教諭の人材育成及び各地区における食育推進体制の更なる強化を図るため、栄養教諭の上位職を設置することとした。

このことに伴い、県費負担教職員である栄養士または栄養教諭が管内の学校に配置されている区市町村教育委員会においても当該職の設置を規定する必要がある。

2 改正内容

栄養教諭の上位職である主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）を設置する。

（東京都教育委員会から各区市町村に所管の学校管理運営規則改正の依頼あり）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

新旧対照表（抄）

○千代田区立学校の管理運営に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（主幹教諭） 第6条の3 （現行に同じ）</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>3 （現行に同じ）</p> <p>4 （現行に同じ）</p> <p>5 （現行に同じ）</p> <p>6 （現行に同じ）</p>	<p>（主幹教諭） 第6条の3 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p> <p>2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</p> <p>3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（ただし、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員（以下「都費負担事務職員等」という。）並びに千代田区長任命に係る職員を除く。）を監督する。</p> <p>4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。</p> <p>5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。</p> <p>6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</p>
<p>7 <u>学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（主任教諭等） 第6条の6 （現行に同じ）</p> <p>2 （現行に同じ）</p>	<p>（主任教諭及び主任養護教諭） 第6条の6 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p>
<p>3 <u>学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	

令和2・3年度千代田区青少年委員名簿

	被推薦者氏名	備考	選出区分
1	はなわ りかこ 花輪 里香子	再任	麴町小学校
2	むらた なおこ 村田 直子	再任	
3	しおたに まさくに 塩谷 公邦	再任	九段小学校
4	さたけ よしゆき 佐竹 善幸	再任	
5	せや たつお 瀬谷 達郎	再任	番町小学校
6	おおぬま ひでゆき 大沼 英之	再任	
7	うえだ しゅうへい 植田 修平	再任	富士見小学校
8	ながしま ゆき 長嶋 幸	再任	
9	かきうち けんすけ 柿内 健介	再任	お茶の水小学校
10	はやし はるみ 林 晴美	再任	
11	さとう あつし 佐藤 淳司	再任	千代田小学校
12	なかむら あけみ 中村 あけみ	再任	
13	まつい ちえこ 松井 千恵子	再任	昌平小学校
14	かわはら こうへい 川原 耕平	再任	
15	ながしま りほ 長島 里保	再任	和泉小学校
16	きむら ゆか 木村 由香	再任	
17	まんどころ みちあき 満処 道昭	再任	麴町中学校
18	みずの たまき 水野 珠貴	再任	
19	きそ さゆり 木曾 小百合	再任	神田一橋中学校
20	いいだ かよこ 飯田 加世子	再任	
21	いわもと あきこ 岩本 亜希子	再任	九段中等教育学校
22	むらき さをり 村木 さをり	再任	
23	ふわ めぐみ 不破 めぐみ	新任	児童・家庭支援センター
24			

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に係る 区立児童館等の対応

1 現状

●区立小学校は春季休業日まで臨時休校

《児童館・学童クラブ等の対応》

- 児童館は3月25日（水）まで休館。3月中のイベントは中止
- 空きのあるクラブで新規に学童クラブ入会を受付（3月17日現在10名）
- 3月中の放課後子ども教室は中止

2 今後の方針（案）

●児童館は3月末まで休館を延長する。

●4月1日（水）～4月4日（土）までの間の対応

⇒学童クラブ未入会児童で保護者の就労等により対応が必要な児童は、事前申込により受付を行い、区立児童館4館で対応する。（児童館一般利用は休止）

⇒放課後子ども教室の通年実施校（千代田小・お茶の水小・九段小）について、4月1日以降の放課後子ども教室は実施する。

●4月6日（月）～児童館一般利用再開

（ただし、4月中のイベント・事業は中止）

令和元年度 障害児ケアプラン事業の進捗状況について

1 会議等の実施

○ 障害児ケアプラン検討委員会（検討委員 別紙「参考」）

- 第1回 7月8日 事業説明、意見交換
- 第2回 10月31日 進捗状況報告、意見交換
- 第3回 2月21日 進捗状況報告、ケアプラン完成例共有、プラン名称決定

○ 関係団体意見交換会（主な意見 裏面5）

- 【参加団体】 「障害を持つ子どもの現在と未来を考える会」「お堀の会」「麦の会」
- 第1回 9月19日
 - 第2回 1月23日

2 平成元年度 事業実施状況 実績報告（令和2年2月末 現在）

○ プラン申し込み状況

	未就学	小学生	中学生	高校生	合計
さくらキッズ利用者	49名	8名	0名	0名	57名
一般	2名	3名	2名	1名	8名
合計	51名	11名	2名	1名	65名

* その他,申し込み検討中4名（全てさくらキッズ利用者）

○ プラン作成状況

プラン完成済み	26名
プラン作成中（面談済み）	33名
面談未実施	6名
合計	65名

3 プラン名称決定について

障害児ケアプラン検討委員会において、プランの名称について検討を重ねてきた。その結果、委員のご意見を踏まえ、「子どもたちが未来に向け、希望を持ってはばたいて行くように」という思いを込めて、名称を「はばたきプラン」に決定した。



シンボルマーク

4 プラン作成にあたって

- 基本的にプランナー2名で面談をしており、事前に担当間でお子さんについて確認する内容や想定されるプラン内容等の打ち合わせをして、面談に臨んでいる。
面談時間は、60～90分程度かかっている。1名を除いて、家族を含め児童・家庭支援センターやさくらキッズとの繋がりががあるため、事前に了承を得て、情報を確認している。繋がりのなかった1名に関しては、電話にて家族構成、住所、連絡先等を確認し、分かる範囲でカルテに内容を記載し、面談を行った。
- 年齢としては年中・年長のお子さんが多く、小学校就学に向けての支援、さくらキッズ終了後の支援について案内することが多い。プランナーから就学相談、就学支援シート、児童発達支援・放課後等デイサービスの情報提供を行うケースが多い。
- 保護者へのお渡しまで、2～3か月と時間がかかっている。しかし、受け取った保護者からは、「今まで説明してきたものがひとつにまとまり良かった」「先生方と共有して、本児のことについて知ってもらいたい」という肯定的な意見が多くあがっている。

5 関係団体意見交換会における主な意見

【第1回】

- * 団体では年齢の小さい子を持つ保護者ともやりとりをするが、先のことに対しては現実感がないと思う。色んな視点で考えることができるということを、相談員から保護者に上手く伝えてもらえると、ケアプランの周知・申し込みも進んでいくと思う。
- * プランやカルテを作成することが、親子にとって不利に働くものにならないと良いと思う。
- * 18歳以降の不安を見過ごさないでほしい。千代田区の規模だからこそできることもあると思うので、はじめの時点で障害者関連部署とは風通しを良くするような種まきをしてほしい。

【第2回】

- * プランやカルテのフォーマットがきちっとしており、とても見やすく、活用しやすいものだと感じた。完成すると良いものができることを期待しており、受け取った側も分かりやすいのではと思った。今後共有していく中で、先方で「これは良い」と評判になれば、利用者が増えていくと思う。
- * 当事者としてはありがたいと思うが、労力と時間がかかることが考えられ、本当にやっていけるか心配もある。保護者としては大変ありがたく、どうやって活用していけると良いか考えたいが、一人ひとりに細かくやっていけるか気になるところではある。
- * 申し込みも増えているので、スピード感をもつべき。紙ベースからデータ化への整備等課題はあるが、これは児童・家庭支援センターだけではできないことだと思う。障害者福祉課や区全体を巻き込み十分に検討していただきたい。

千代田区障害児ケアプラン検討委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
小原 敏郎	共立女子大学 児童学科教授	学識経験者
中川 典子	千代田区教育委員	教育委員会
木村 泰子	大阪市立大空小学校初代校長	有識者
山崎 佳生子	千代田区子ども発達センター (さくらキッズ) サービス提供責任者	療育機関
三澤 朋洋	千代田区障害者福祉センターえみふる 課長	障害者福祉機関
岡崎 京子	千代田区障害者就労支援センター センター長	障害者就労支援機関
須藤 敦子	千代田区よろず相談事業所モフカ 運営総責任者	相談機関
渡邊 光一	千代田小学校校長	公立小学校
工藤 勇一	麴町中学校校長	公立中学校
中村 千絵	番町幼稚園園長	公立幼稚園・こども園
肥沼 美智子	神田保育園園長	公立保育園
小松崎 珠美	グローバルキッズ飯田橋こども園園長	私立保育園・こども園
不破 めぐみ	障害をもつ子どもの現在と未来を考える会	障害児の保護者団体
水野 珠貴	青少年委員	青少年団体
大矢 栄一	子ども部長	区幹部職員（所管）
櫻片 淳一	学務課長	区幹部職員（関係所管）
佐藤 友信	指導課長	区幹部職員（関係所管）
新井 玉江	子ども支援課長	区幹部職員（関係所管）
湯浅 誠	障害者福祉課長	区幹部職員（関係所管）
舟木 素子	健康推進課長事務取扱保健福祉部参事	区幹部職員（関係所管）
安田 昌一	児童・家庭支援センター所長	区幹部職員（所管）
小坂部 晃	児童・家庭支援センター 発達支援係長	事務局（所管）
橘 知里	児童・家庭支援センター 発達支援係	事務局（所管）
染谷 栞	児童・家庭支援センター 発達支援係	事務局（所管）
松村 秀一	児童・家庭支援センター 児童相談所 準備担当係長	事務局（所管）

和泉小学校・いずみこども園等施設整備について
(検討準備会 意見交換の内容)

開催日時	第1回 令和元年12月17日(火) 17:00～ 第2回 令和2年2月19日(水) 17:00～
開催場所	和泉小学校会議室
出席者	和泉小学校長、同副校長、同PTA副会長 いずみこども園長、同副園長、同PTA役員 学識経験者(教育関係) 地元町会長 教育担当部長、子ども施設課長、子ども施設課施設計画担当係長
内容	第1回・施設の現状について(情報共有) ・スケジュールについて 第2回・施設整備について

- 主な意見
- ・今後の児童数増にも対応できるよう、ゆとりのある学校にしたい。
 - ・引き続き児童と園児が交流できるように、学校とこども園で共有できる施設(校庭や体育館)は協力し合って活用していきたい。
 - ・こどもプラザが施設内にあることはとても有益だが、学童クラブの需要も高まっているため、こどもプラザの拡充が必要である。
 - ・旧佐久間小、旧今川小の想いも取り込める施設にしてほしい。
 - ・子どもたちの安全・安心を考えると、動線の混在など、現施設は不安なことが多い。
 - ・ちよだパークサイドプラザは避難所に指定されている。そういった点もふまえて施設整備を考えてもらいたい。
 - ・現校舎の改築の時は、仮校舎(千桜小)へ移転し、新校舎が完成し、新校舎に再度移転して卒業した。校舎を3度変わったことになり、正直、現校舎への愛着があまりない。移転回数になるべく少ない方が良く思う。
 - ・現校舎と和泉公園を入れ替えることは可能なのか。また、仮校舎を和泉公園に設置できるのか。
 - ・和泉公園の敷地を含めて検討できないか。1学年4クラス規模になると、全校朝礼をするにも広い校庭が必要となる。
 - ・近隣町会の納涼会やラジオ体操で和泉公園を使用している。公園が工事で使用できないのであれば、代替りの場所が必要では。
 - ・和泉公園と小学校校庭を一緒に利用することはできるか。
 - ・和泉公園は近隣保育園の代替園庭になっているので、そちらの調整も必要になる。
 - ・現在の和泉公園に旧和泉公園から引き継いだ樹木や石が設置されている。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和2年2月末の報告)

教育委員会資料
令和2年3月24日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	前月利用数
小学校	1年	1 (+1)	1	2 (+1)	2		2		
	2年		1	1	4		4		
	3年	2		2	6 (+2)		6 (+2)		
	4年	5	1	6	7 (+2)		7 (+2)	2 (+1)	1
	5年	6	3	9	18		18	2 (+2)	2
	6年	6	4	10	13 (+3)		13 (+3)		
中・中等(前期)	1年	1		1	13 (+1)		13 (+1)	2	2
	2年	1		1	19 (+4)		19 (+4)	1	1
	3年		1	1	16 (+1)		16 (+1)		
中等(後期)	4年				2	1	3	/	/
	5年								
	6年				4		4		
計	合計	22 (+1)	11	33 (+1)	104 (+13)	1	105 (+13)	7 (+3)	4

千代田区登校サポート事業について（案）

1 目的

不登校児童・生徒が増加傾向にある中、児童・生徒の登校をサポートするボランティア（以下「登校サポーター」という。）を千代田区立小学校、中学校又は中等教育学校（以下「区立学校」という。）に派遣し、朝の登校の支援及び登校後の寄り添い支援等を行うことにより児童・生徒自身が安心して登校することができるようにすることを目的とする。

2 活動内容

登校サポーターは、派遣の承認を受けた区立学校（以下「対象校」という。）の校長が定めた活動を行うものとする。

- (1) 対象児童等の家庭に訪問して登校（適応指導教室（白鳥教室）への登室を含む。）の付き添いをする。
- (2) 対象児童等が登校後に別室で学習をする場合の支援を行うこと。
- (3) その他対象児童等に対する必要な支援を行うこと。

3 協定について

千代田区教育委員会は、区立学校に大学生等のボランティア（以下単に「ボランティア」という。）を登校サポーターとして派遣することができるよう、千代田区内に所在する大学等と必要な協定を締結する。

3 登録サポーター利用までの流れ

学校と保護者で登校サポート利用について確認



教育委員会へ「登校サポーター派遣申請書」を提出し、承認された場合



管理職から協定を締結した大学（東京家政学院大学を予定）へ連絡



対象校は協定を締結した大学から登校サポーターとして活動できるボランティアを推薦いただく



対象校は推薦を受けたボランティアと面接を行い、登校サポーター活動に適すると認めた場合には、登校サポーターとして受け入れる。



登校サポーター活動を行うボランティアは、対象校に「同意書」を提出



管理職・担任・登校サポーター・児童生徒・保護者顔合わせ



登校サポート開始

4 報酬について

登録サポーターに対する報酬は、対象校からの実績報告に基づき、支給する。

千代田区登校サポート事業実施要綱（案）

令和2年 月 日 31 千子指導発第 号

（目的）

第1条 この要綱は、不登校児童・生徒が増加傾向にある中、児童・生徒の登校をサポートするボランティア（以下「登校サポーター」という。）を、千代田区立小学校、中学校又は中等教育学校（以下「区立学校」という。）に派遣し、児童・生徒が安心して登校できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

（協定）

第2条 千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、区立学校に大学生等のボランティア（以下単に「ボランティア」という。）を登校サポーターとして派遣することができるよう、千代田区内に所在する大学等と必要な協定を締結する。

（対象）

第3条 登校サポーターを派遣する対象となる児童・生徒（以下「対象児童等」という。）は、現に不登校の状態にあるか、又は不登校になる恐れがあると認められるもので、登校サポーターの派遣によりその状況が改善すると教育委員会が認めたものとする。

（派遣）

第4条 登校サポーターの派遣を受けようとする区立学校は、派遣を希望する最初の日の14日前までに、「登校サポーター派遣申請書」（第1号様式）により、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前条の申請があった場合には、対象児童等の状況について確認し、承認又は不承認を決定し、「登校サポーター派遣承認通知書」（第2号様式）又は「登校サポーター派遣不承認通知書」（第3号様式）により申請のあった区立学校に通知する。

3 教育委員会は、登校サポーターの派遣を承認した場合には、第2条の協定を締結した大学等（以下「大学等」という。）にその旨通知する。

- 4 第2項の承認を受けた区立学校（以下「対象校」という。）は、大学等と協議のうえ、大学等から、登校サポーターとして活動することができるボランティアの推薦を受けることができる。
- 5 対象校は、推薦を受けたボランティアと面接を行い、対象児童等への登校サポーター活動に適すると認めた場合には、当該ボランティアを登校サポーターとして受け入れる。
- 6 対象校は、登校サポーター活動を行うボランティアに「同意書」（第4号様式）の提出を求めるものとする。

（活動内容）

第5条 登校サポーターは、次の各号に掲げる活動のうち、対象校の校長が定めた活動を行うものとする。

- （1）対象児童等の家庭に訪問して登校（適応指導教室（白鳥教室）への登室を含む。）の付き添いをする事。
- （2）対象児童等が登校後に別室で学習をする場合の支援を行う事。
- （3）その他対象児童等に対する必要な支援を行う事。

2 登校サポーターの活動時間は、前項第1号の活動は1時間以内とし、第2項及び第3項の活動は5時間以内とし、1日の活動時間が6時間を超えない範囲内で対象校の校長が定めるものとする。

（変更）

第6条 対象校は、ボランティアに登校サポーターとして相応しくない行為があった場合、又は登校サポーターとしての活動を行うに足る能力がないと認めた場合には、教育委員会と協議のうえ、当該ボランティアによる登校サポーター活動を取りやめ、大学等に通知するものとする。

2 前項の場合においては、対象校は、大学等と協議のうえ、新たなボランティアの推薦を受けることができる。

（終了）

第7条 対象校は、対象児童等に登校サポーターの必要がなくなつたと認めた場合、又は登校サポーターによつても状況の改善が認められないと判断した場合

には、「登校サポーター派遣終了申請書」（第5号様式）により教育委員会に派遣の終了を申請する。

- 2 教育委員会は、前条の申請があった場合には、対象児童等の状況について確認し、「登校サポーター派遣終了通知書」（第6号様式）により、対象校及び大学等に通知する。

（報告）

第8条 対象校は、一月ごとに登校サポーターの活動状況をまとめ、翌月の10日までに「登校サポーター活動報告書」（第7号様式）により、教育委員会に報告しなければならない。

- 2 対象校は、登校サポーターの派遣に関して、大学等と協議を行った場合には、その都度、その内容を教育委員会に報告しなければならない。

（報酬）

第9条 登校サポーターに対する報酬は、対象校からの実績報告に基づき、千代田区会計事務規則（昭和39年4月1日千代田区規則第3号）に従い、口座振替により支給する。

- 2 登校サポーターの報酬額は、大学等と協議のうえ、予算の範囲で子ども部長が別に定める。

（秘密の保持）

第10条 登校サポーターは活動上知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。活動期間終了後においても同様とする。

（事務）

第11条 この要綱を実施するにあたり必要な事務は、教育委員会事務局指導課において行う。

（補則）

第12条 この要綱に定めるものの他、この要綱を実施するにあたり必要な事項は、子ども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

千代田区登校サポート事業の実施に関する協定書（案）

千代田区を甲とし、東京家政学院大学現代生活学部を乙とし、甲乙間において、下記の条項により、千代田区登校サポート事業の実施に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この要綱は、不登校児童・生徒が増加傾向にある中、児童・生徒の登校をサポートするボランティア（以下「登校サポーター」という。）を、千代田区立小学校、中学校又は中等教育学校（以下「区立学校」という。）に派遣し、児童・生徒が安心して登校できるよう、必要な支援を行うことを目的とする「千代田区登校サポート事業」の実施について、甲乙間において必要な事項を定めることを目的とする。

（登校サポーターの派遣）

第2条 乙は、区立学校からの申し出があった場合に、申し出のあった区立学校（以下「対象校」という。）と協議のうえ、登校サポーターとして活動することができる大学生等のボランティア（以下単に「ボランティア」という。）の推薦を行う。

（活動内容）

第3条 登校サポーターは、次の各号に掲げる活動のうち、対象校の校長が定めた活動を行うものとする。

- （1）対象となる児童等（以下「対象児童等」という。）の家庭に訪問して登校（適応指導教室（白鳥教室）への登室を含む。）の付き添いをする事。
- （2）対象児童等が登校後に別室で学習をする場合の支援を行うこと。
- （3）その他対象児童等に対する必要な支援を行うこと。

2 登校サポーターの活動時間は、前項第1号の活動は1時間以内とし、第2項及び第3項の活動は5時間以内とし、1日の活動時間が6時間を超えない範囲内で対象校の校長が定める。

（報酬）

第4条 甲は、対象校からの報告に基づき、実績に応じて登校サポーター活動を行うボランティアに報酬を支払う。

2 報酬の額は、甲乙協議のうえ別に定める。

(支援)

第5条 甲及び乙は、登校サポーターが活動をするにあたり、次に掲げる支援を行う。

(1) 対象児童等への理解その他登校サポーターとして活動するにあたり必要な情報の提供

(2) 登校サポーターとして活動するために必要な知識及び技能の習得のための支援

(3) 登校サポーターとして活動するにあたり必要な保険等への加入のための支援

(秘密の保持)

第6条 乙は、この協定を実施するにあたり知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間終了後においても同様とする。また、乙は、推薦したボランティアが、登校サポーターが活動を行うにあたり知りえた個人情報等を第三者に漏らすことがないように、必要な指導を行う。

(期間)

第7条 この協定は、締結の日から締結の日の属する年度の末日まで有効とし、更新することを妨げない。

2 協定の有効期間が満了する1月前までに甲乙いずれからも協定の解消について特段の意思表示がなかった場合には、協定は更新されたものとみなす。

(その他)

第8条 この協定を実施するにあたり必要な細目は、甲乙が別に協議して定める。この協定に定める事項について疑義が生じた場合も同様とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 千代田区教育委員会

乙 東京家政学院大学現代生活学部

同意書（案）

学校長宛て

下記条項に基づき貴校に在籍する〇〇さんに対する登校サポーター活動を行うことに同意します。

記

- 1 登校サポーターの趣旨を理解し、学校長及び担任〇〇教諭の指示に従い、対象児童等に接すること。
- 2 登校サポーター活動上知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。活動期間終了後においても同様とする。
- 3 対象児童等の自宅には入らないこと。
- 5 対象児童等の保護者との連絡先の交換などは行わず、必要な場合には、学校を通じて連絡をとること。
- 5 対象児童等の保護者等から、学校からの指示以外の活動を求められても応じないこと。
- 6 報酬額は〇〇とし、下記口座への振り込みにより受領すること
〇〇銀行 〇〇支店 普通口座
口座番号
口座名義

令和2年4月 日

住所

氏名

令和2年度 千代田区 子どもの学習・生活支援事業 参加者募集のお知らせ

授業料
無料

学校の勉強を見てほしい



進路のことを相談したい



経済的に塾に通わせられない



勉強の方法を教えてください

毎日の宿題や勉強をする習慣をつけたい



そんな学習教室です!

一人ひとりに寄り添った学習支援

お子さまの習熟度に応じた学習カリキュラムを策定します。講師1名に対し児童生徒3名までの個別学習です。

保護者さまの相談サポートを行います

お子さまの学習状況や進路希望などを踏まえ、定期的に面談を行います。進路に向けた情報提供なども行います。

◆ 1 ◆

苦手科目の克服ができる

◆ 2 ◆

勉強する習慣をつけ規則正しい生活をめざす

◆ 3 ◆

安心できる居場所で勉強ができる

◆ 4 ◆

進路に向けた情報提供など、具体的に面談を行います

◆ 5 ◆

年3回イベントを実施します

—— 定員に限りがございます。お早めにお申し込みください。 ——

期間 令和2(2020)年5月～令和3(2021)年3月

対象 区内在住の小学4年生から高校3年生で下記に該当する方
●生活保護受給世帯、生活困窮世帯、その他支援を要する世帯

会場 千代田区内3会場(神田・飯田橋・麴町)で開催します。
●詳細は、参加決定した方にお知らせします。

日時 17:30～20:30 までで概ね2時間(面談後に決定)
①神田 毎週水曜日 ②飯田橋 毎週木曜日 ③麴町 毎週金曜日

●この学習支援事業は、株式会社トライグループ(家庭教師のトライ)に委託して実施します。



教育のプランナー
トライさん

申込から学習支援開始まで

- ① 下記申込先へ、申込書(※)をご提出ください。
(※) 申込書ほか詳しくは、下記問合せ先、または千代田区HPをご覧ください。
- ② 三者面談の実施時間、場所等の詳細について、受託事業者よりご連絡を差し上げます。
- ③ 保護者、児童・生徒、事業者(株)トライグループ)の三者で、三者面談を行います。
- ④ 三者面談を行った後、ご希望に合わせた学習が始まります。

■お申込み・お問合せ先



千代田区保健福祉部 生活支援課生活支援係(千代田区役所3階)

TEL:03-5211-4126(直通) ※月曜から金曜 8時30分～17時15分

FAX:03-3264-0927

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和2年3月24日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
3	24	火	15:00~	教育委員会定例会	区役所	教育委員
3	25	水	10:00~ 11:00~ 14:00~	各小学校卒業式 よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	各小学校 あい・ぽーと翹町 あい・ぽーと翹町	教育委員
3	26	木	10:00~	ふれあい体操	あい・ぽーと翹町	
3	27	金				
3	28	土	10:30~ 14:00~	親子ニコニコクッキング 夫妻パネルシアター公演	富士見わんぱくひろば 西神田児童センター	
3	29	日				
3	30	月				
3	31	火	未定	教育委員会臨時会	区役所	教育委員
4	1	水	10:00~	教育職員入区式	401会議室	
4	2	木	10:00~ 10:00~	各保育園入園式 ふれあい体操	各保育園 あい・ぽーと翹町	教育委員
4	3	金				
4	4	土	10:00~	神田一橋中学校(通信)始業式・ 神田一橋中学校(通信)入学式	神田一橋中学校 神田一橋中学校	教育委員
4	5	日				
4	6	月	10:30~ 14:00~	区立小学校・中学校始業式 区立小学校入学式 九段中等教育学校始業式 九段中等教育学校入学式	区立小学校・中学校 区立小学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校	教育委員
4	7	火	10:00~	区立幼稚園・こども園始業式 区立中学校入学式	区立幼稚園・こども園 区立中学校	教育委員
4	8	水	10:00~ 11:00~ 14:00~ 15:30~	区立幼稚園・こども園入園式 よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス) ちよだ絵本の会	区立幼稚園・こども園 あい・ぽーと翹町 あい・ぽーと翹町 西神田児童センター	
4	9	木	14:00~	工作クラス	あい・ぽーと翹町	
4	10	金	10:00~ 15:00~	親子ヨガ 入園・入学・進級おめでとう会	あい・ぽーと翹町 一番町児童館	
4	11	土	17:30~	天体観望会①(本校生徒対象)	九段中等教育学校	
4	12	日	9:00~	日曜開放	一番町児童館	
4	13	月	10:00~	親と子の絆プログラム「ベビママの会」①	一番町児童館	
4	14	火	13:30~ 13:30~ 15:00~	1年生歓迎会 音楽鑑賞教室 教育委員会定例会◎	いずみこどもプラザ 東京芸術劇場 区役所(教育委員会室)	教育委員 教育委員
4	15	水	10:45~	よちよちタイム(親子ヨガ) オリエンテーション合宿①(神一中 4/17まで)	四番町児童館 千葉県南房総市	
4	16	木	10:00~	ふれあい体操	あい・ぽーと翹町	

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
4	17	金	13:30~	スクリーンシネマ	いずみこどもプラザ	
4	18	土	10:00~	おもちゃの病院	あい・ぼーと麴町	
4	19	日	9:00~	日曜開放	四番町児童館	
4	20	月	9:00~ 10:00~ 10:00~ 10:00~	学校経営方針説明会◎ オリエンテーション合宿②(九段中等 4/22まで) 親と子の絆プログラム「ベビママの会」② ベビママの会 リトミック(2クラス)	千葉県南房総市 一番町児童館 一番町児童館 あい・ぼーと麴町	教育委員
4	21	火	9:00~ 10:00~ 11:00~	学校経営方針説明会◎ 親と子の絆プログラム「ACTすこやか子育て講座」① ベビーマッサージ	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ 西神田児童センター	教育委員
4	22	水	10:45~ 11:00~ 14:00~ 14:30~ 15:30~	よちよちタイム(ベビーマッサージ) よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス) 入学・進級おめでとう会 入園・入学・進級おめでとう会 オリエンテーション合宿③(麴町中 4/24まで)	四番町児童館 あい・ぼーと麴町 あい・ぼーと麴町 四番町児童館 西神田児童センター 千葉県君津市	
4	23	木				
4	24	金	9:00~ 10:00~ 11:00~	学校経営方針説明会◎ 親子ヨガ 江上先生の親子リトミック	あい・ぼーと麴町 西神田児童センター	教育委員
4	25	土	14:00~ 15:00~	大妻パネルシアター部公演 小さなお茶会	西神田児童センター 西神田児童センター	
4	26	日	9:00~	日曜開放 公立中高一貫校を知る会	西神田児童センター 都立白鷗高等学校附属中学校	
4	27	月				
4	28	火	10:00~ 10:30~ 15:00~	親と子の絆プログラム「ACTすこやか子育て講座」② パン教室 教育委員会定例会 ◎	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ あい・ぼーと麴町 区役所(教育委員会室)	教育委員
4	29	水				
4	30	木				

「広報千代田」
4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）28件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども総務課	親子で船に乗ろう 親子10組20名を招待	周遊船に乗りながら、歴史を再発見し、未来について考える(コース：浅草橋→神田川→日本橋川→隅田川→小名木川→隅田川→神田川)	5月11(土)10時～12時30分	集合・解散＝屋形船三浦屋(台東区浅草橋1-1-10)	神田川船の会
2	子ども総務課	「ひがた探検隊」参加者と中学・高校生ボランティアを募集	青少年委員会が開催する「ひがた探検隊」の参加者と、ボランティアとして参加してくれる中学生・高校生の募集	ひがた探検隊＝①5月31日(日)②7月5日(日)③11月15日(日)④令和3年2月7日(日)、説明会＝5月9日(土)	東京湾近辺(千葉県木更津市方面)	青少年委員会
3	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ノーバディズ・パーフェクト	お子さんと離れ、ママ同士で子育ての悩みや困りごとを話し、自分らしい子育て方法を見つける	5月14日～6月18日の毎週木曜(全6回)10時～12時		
4	児童・家庭支援センター	入園・入学進級おめでとう会	児童館の探検や楽しいゲーム	4月22日(水)14時～15時		
5	児童・家庭支援センター	入園・入学・進級おめでとう会	児童館の探検や楽しいゲームを行う	4月22日(水)14時～15時		
6	児童・家庭支援センター	入園・入学・進級おめでとう会	楽しいゲームがたくさん。一年生大歓迎	4月22日(水)14時30分～15時30分		
7	児童・家庭支援センター	入園・入学・進級おめでとう会	新しいお友達とみんなで楽しいゲームに参加	4月10日(金)15時～16時		
8	児童・家庭支援センター	子育てひろば「あい・ぽーと」麹町ウェルカムウィーク	会員以外の方にも楽しんでいただけるイベントを開催	5月11日(月)～15日(金)10時～16時30分	あい・ぽーと 麹町	あい・ぽーと 麹町

「広報千代田」 4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）28件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
9	指導課	特別区(東京23区)の区立幼稚園教員採用選考	①区立幼稚園教員採用候補者の募集②区立幼稚園教諭の臨時的任用教員採用候補者の募集	①5月7日(木)・8日(金) ②4月24日(金)～5月22日(金)	特別区人事・厚生事務組合教育委員会	
10	文化振興課	日比谷図書文化館図書フロア企画展示「考えてみよう」	身近な問題や世界的な問題などのテーマで考える資料を紹介	～6月14日(日)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
11	文化振興課	千代田図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館・四番町図書館のおはなし会①千代田図書館②四番町図書館	①4月9日(木)11時～②調整中	子ども室(区役所10階)ほか	千代田図書館
12	文化振興課	千代田・四番町図書館 日比谷図書文化館 ヨムキクちよだ2020	千代田・四番町・日比谷3館の「こどもの読書週間」を記念したイベント開催情報	4月23日(木)～5月12日(火)	区立図書館各館	千代田図書館
13	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	①季節の彩りワンプレートごはん ②モテレシピ	①5月14日(木)②5月28日(木)いずれも19時～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課	足元にある植物の世界 -季節の植物観察と草木染-	足元で見られる身近な植物について、初心者向けの観察会とストールの草木染を通して知る	①5月9日(土)13時～15時30分②5月30日(土)10時～13時	①九段生涯学習館②枚とデザインワークス蔵前本店	九段生涯学習館
15	生涯学習・スポーツ課	『ミス・サイゴン』に観るミュージカルの魅力	①ミュージカルの楽しみ方を出演者の目線でレクチャー②ミュージカルの伝説『ミス・サイゴン』を観劇	①5月16日(土)14時～16時②(A)6月6日(土)12時～14時45分(B)6月6日(土)17時～19時45分	①九段生涯学習館②帝国劇場(丸の内3-1-1)	九段生涯学習館
16	生涯学習・スポーツ課	令和3年「成人の日のつどい」企画運営委員募集	令和3年成人式の企画・運営を行う新成人を募集する			

「広報千代田」 4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）28件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
17	生涯学習・スポーツ課	町会や企業の研修に 出前講座「ほりばた塾」	区職員が無料(原則)で区の取り組みや職務に関する専門知識を解説する			
18	生涯学習・スポーツ課	ニュースポーツ講習会(グラウンドゴルフ)	区内在住・在勤・在学者を対象にニュースポーツ講習会(グラウンドゴルフ)を開催する	5月10日(日)10時～12時	西神田公園	
19	生涯学習・スポーツ課	第29回ニュースポーツ大会(春季/グラウンド・ゴルフ)	区内在住・在勤・在学者を対象にニュースポーツ大会(グラウンドゴルフ)を開催する	5月24日(日)10時～12時	西神田公園	
20	生涯学習・スポーツ課	テニス講習会(前期)	区内在住者対象のテニス講習会	5月13日～6月10日の毎週水曜(全5回)10時～12時	外濠公園総合グラウンドテニスコート	千代田区体育協会
21	生涯学習・スポーツ課	子ども水泳教室(前期)	区内在住・在学の小学生対象の水泳教室	5月11日～25日の毎週月曜・木曜(全5回)①14時45分～16時②15時45分～17時15分	ちよだパークサイドプラザ	千代田区体育協会
22	生涯学習・スポーツ課	水泳講習会(前期)	15歳以上の区内在住・在勤・在学者(中学生を除く)対象の水泳講習会	5月13日～6月10日の毎週水曜(全5回)18時45分～20時15分	スポーツセンター	千代田区体育協会
23	生涯学習・スポーツ課	卓球リーグ戦大会(前期)	区内在住・在勤・在学者で構成するチーム、千代田区卓球連盟登録チーム対象の大会	5月10日(日)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
24	生涯学習・スポーツ課	アクアビクス教室(前期)	15歳以上の方(中学生を除く)を対象としたアクアビクス教室	5月8日～6月26日の毎週金曜(全8回)18時30分～19時30分	神田さくら館温水プール	スポーツセンター

「広報千代田」 4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）28件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
25	生涯学習・スポーツ課 やさしいヨガ	15歳以上の方(中学生除く)を対象としたヨガ教室	5月8日～6月26日の毎週金曜(全8回)19時30分～20時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
26	生涯学習・スポーツ課 運動会必勝塾～走り方・かけっこ教室～	①幼児(4歳以上の未就学児)②③小学生を対象とした走り方教室	5月2日(土)①9時10分～10時②10時15分～11時15分③11時30分～12時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
27	生涯学習・スポーツ課 東京2020オリンピック聖火リレー千代田区聖火リレーサポーターを募集中	区内の聖火リレーの運営にご協力をいただく「千代田区聖火リレーサポーター」(区市町村ボランティア)の募集案内	7月21日(火)15時5分出発、17時5分到着(予定)	東京2020オリンピック聖火リレールート(千代田区内)	東京都聖火リレー実行委員会と共催予定
28	生涯学習・スポーツ課 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業への補助	東京2020大会開催に向けた気運醸成事業について、区から補助金を交付する	—	—	—